

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	第1号様式の1	○	
②	申請時確認書	第1号様式の2	○	
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付が確認できる書類の写し	借用書（控）の写し （貸付決定通知書の写しでも可） 再貸付不承認の場合、不承認通知の写し （初回貸付不承認の場合は本制度利用不可）	△ ※ある場合は⑥省略可能	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	第1号様式の3	○	
		貸付の振込がわかる金融機関の通帳の写し	○	
⑥	収入が確認できる書類の写し 【世帯全員分】 ※手当・年金・仕送り・借入等も収入に含まれます。	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金・仕送り・借入等の振込記録（通帳）など直近1ヶ月必要 ※収入が無い場合は、通帳を提出	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し 【世帯全員分】 ※貸付の振込確認と資産要件の確認	通帳、ネットバンクの残高確認画面など（定期預金含む）※お持ちの口座全ての直近の状況が必要。直近1ヶ月必要 口座番号・名義が確認できること（振込口座については、カナ名が確認できるページが必要）	○	
⑧	求職活動関係書類【⑨以外必須】	求職受付票（ハローワークカード）の写し。または、ハローワークHPでオンライン登録をした求職番号を①第1号様式の1に記入すること。	○	
⑨	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの） ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

（１）公共職業安定所に求職の申し込み、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（具体的には下記①～③）

- ① 月1回以上、市が行う自立相談支援に関する面接等の支援を受けること。
- ② 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。
報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

（２）就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと